

# 雪上滑走スポーツ 補償プラン

雪上滑走スポーツ補償特約等セット賠償責任保険



# 備えがあるから安心してエンジョイできる、 スキーヤー・スノーボーダーの心強い味方です。

たとえばこんな時…

ゲレンデで滑走中、  
他人にぶつかって  
ケガをさせた。



## 賠償責任 の補償

日本国内において、スキーやスノーボード等の雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に発生した事故により、

- 誤って他人にケガを負わせた
- 誤って他人のもの<sup>(※)</sup>を壊した

等によって、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

(※) レンタルスキー・スノーボード等、他人から借りたり預かったりしているものは除きます。

(注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

(注2) 記名被保険者(保険証券記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。

たとえばこんな時…

ゲレンデ内の木に  
ぶつかって  
ケガをした。



## ケガの 補償

日本国内において、スキーやスノーボード等の雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に、急激かつ偶然な外来の事故<sup>(※1)</sup>によって、被保険者自身がケガ<sup>(※2)</sup>をされた場合に保険金をお支払いします。

(※1) 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

(※2) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

「ケガの補償」に対してお支払いする保険金は…

ケガの  
補償  
(つづき)

1. 死亡保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、その事故の発生した契約年度<sup>(※)</sup>と同一の契約年度<sup>(※)</sup>に発生した事故によるケガに対して、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(※)初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。以下同様とします。

$$\text{死亡保険金の額} = \text{保険金額の全額}$$

2. 後遺障害保険金

事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、契約年度ごとに、保険金額を限度とします。

$$\text{後遺障害保険金の額} = \text{保険金額} \times \frac{\text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}}{100}$$

3. 入院保険金

入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1を乗じた金額をお支払いします。

$$\text{入院保険金の額} = \text{保険金額} \times \frac{1}{1,000} \times \frac{\text{入院日数}}{\text{(事故の発生の日から180日以内)}}$$

4. 通院保険金

通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の0.5を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。

(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。

$$\text{通院保険金の額} = \text{保険金額} \times \frac{0.5}{1,000} \times \frac{\text{通院日数}}{\text{(事故の発生の日から180日以内の90日限度)}}$$

たとえばこんな時…

ゲレンデ内で転倒し、  
スノーボードを  
破損してしまった。



用品の  
損害

日本国内において、スキーやスノーボード等の雪上滑走スポーツの目的をもって住居を出発した時から帰着する時までの行程中に、次の事由により雪上滑走スポーツ用品に生じた損害に対して、時価<sup>(※)</sup>を基準に算出した損害の額をお支払いします。

ただし、契約年度ごとに、保険金額を限度とします。

(※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。

●雪上滑走スポーツ用品の盗難:

(ストックの盗難については、スキーの板と同時に生じた場合にかぎります。)

●雪上滑走スポーツ用の板またはボードの破損:

(雪上滑走スポーツ用の板またはボード以外の雪上滑走スポーツ用品の破損は、保険金お支払いの対象となりません。)

	盗難	破損
雪上滑走スポーツ用品	○	×
雪上滑走スポーツ用の板またはボード	○	○

保険金をお支払いできない主な場合	
賠償責任の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 故意によって生じた賠償責任</li> <li>■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任</li> <li>■ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</li> <li>■ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任</li> <li>■ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任</li> <li>■ 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任</li> <li>■ 被保険者のまたは被保険者の指図による暴行、殴打に起因する賠償責任</li> <li>■ 自動車・原動機付自転車等の車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)、航空機、船舶または、銃器(空気銃を除きます。))の所有、使用または管理に起因する賠償責任</li> <li>■ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
ケガの補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 故意または重大な過失に起因するケガ</li> <li>■ 自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ</li> <li>■ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転に起因するケガ</li> <li>■ 脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ</li> <li>■ 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの</li> <li>■ 地震、噴火または津波に起因するケガ</li> <li>■ ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故に起因するケガ</li> <li>■ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見<sup>(※)</sup>のないもの</li> <li>■ 細菌性食中毒、ウイルス性食中毒</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
用品の損害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 故意または重大な過失によって生じた損害</li> <li>■ 自然の消耗または性質による変質その他類似の事由に起因する損害</li> <li>■ 地震、噴火または津波によって生じた損害</li> <li>■ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</li> <li>■ ストックのみの盗難によって生じた損害</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p> <p>(注)ストック・靴等の雪上滑走スポーツ用の板またはボード以外の用品に生じた破損等は、保険金のお支払対象となりません。</p>

●保険期間の開始時より前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。

## おすすめプラン

タイプ	保険金額			保険料		
	賠償責任の補償	ケガの補償	用品の損害	保険期間 1年	保険期間 2年	保険期間 3年
P1	3,000万円	330.3万円	5万円	4,500円	8,560円	12,400円
P2	5,000万円	404.0万円	8万円	5,500円	10,470円	15,160円
P3	1億円	499.1万円	20万円	8,000円	15,210円	22,010円

●スキーやスノーボード等の雪上滑走スポーツの競技または指導を職業・職務として行う方は、このプランをご契約いただくことはできませんのでご注意ください。

●この保険は、保険期間が1年未満の短期契約はできません。また、保険期間が3年を超える長期契約や、保険料の分割払はできませんのでご注意ください。

●上記以外をご希望される場合につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

## ご契約時における注意事項

### 商品の仕組み

雪上滑走スポーツ補償プランは、賠償責任保険普通保険約款に「スキー・スケート特約」、「雪上滑走スポーツ補償特約(スキー・スケート特約用)」等をセットしたものです。

### 契約締結時における注意事項(告知義務等)

- ご契約の際は、申込書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
  - 申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
  - ご契約者または被保険者には、告知事項<sup>(※)</sup>について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
- (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の職業または職務
  - ★他の保険契約等の加入状況
- 「雪上滑走スポーツの競技または指導を職業・職務として行う方」は、雪上滑走スポーツ・スケート保険のうち、雪上滑走スポーツを補償するプランをご契約いただくことはできません。
- 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知の内容や事故の発生等により、お引受けをお断りすることや、お引受けの条件を制限することがあります。

### ケガの補償における死亡保険金受取人の指定について

- ケガの補償における死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

### 保険料について

- 保険料をお支払いの際は、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することによりしておりますので、お確かめください。(口座振替でお支払いいただく場合等を除きます。)
- 保険料を領収する前に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 補償重複について

補償内容が同様のご契約<sup>(※1)</sup>が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください<sup>(※2)</sup>。

- (※1)賠償責任保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

### <補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
雪上滑走スポーツ補償プランの賠償責任補償	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約

## ご契約後における注意事項

### 保険証券

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

### 契約締結後における留意事項(通知義務等)

- 雪上滑走スポーツの競技または指導を職業・職務として行うこととなった場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。この場合、お引受けの対象外としてご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合は、保険料は返還しません。また、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故による損害・ケガに対しては、保険金をお支払いできません。
- 住所または通知先を変更された場合  
保険証券記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知がない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。
- ご契約内容の変更を希望される場合  
ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。変更前と変更後の内容により、ご契約をそのまま継続して内容を変更できる場合と、ご契約をいったん解約し、変更後の内容で再度ご契約いただく場合があります。また、ご契約内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を請求することがあります。

### クーリングオフに関する説明

ご契約のお申込み後であっても、お客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回または解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)をすることができます。なお、次のご契約はクーリングオフをすることができません。

#### <クーリングオフができないご契約>

- ・ 保険期間(ご契約期間)が1年以内のご契約
  - ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約 など
- 保険期間が1年を超えるご契約をお申込みの際は、必ず「クーリングオフ説明書」の内容をご確認のうえお申し込みください。

### 解約と解約返れい金

この契約は保険期間途中で解約した場合であっても、1年契約(保険期間2年または3年契約においてははまだ過ぎていない期間が1年未満の場合)については、解約返れい金はありません。

### 重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

### 被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、ケガの補償に関する部分(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。解除の条件やお手続方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 保険会社破綻時の取扱い

- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

## その他の注意事項

### 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独個別に責任を負います。

### 個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)につきましては、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(<http://www.sjnk.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

## 用語のご説明

ここでは、ご契約するときに知っておきたい基本用語を解説します。

雪 上 滑 走 ス ポ ー ツ	スキー、モノスキー、スノーボード等、そのスポーツ用に設計された板またはボードを使用し、雪(人工雪を含みます。)上を動力を用いずに滑走することを主な目的とするスポーツをいいます。ただし、そり(そりに類似するものを含みます。)、ポプスレーおよびリュージュを除きます。	ご 契 約 者 (保険契約者)	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
雪 上 滑 走 ス ポ ー ツ 用 品	雪上滑走スポーツ用に設計された物および被服類をいいます。	被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
雪 上 滑 走 ス ポ ー ツ 用 の 板 ま た は ボ ー ド	雪上滑走スポーツ用に設計された板またはボード(いかなる材質であるかを問いません。)をいい、ビンディング等付属品を含みます。	保 険 金 額	ご契約いただいた保険契約で保険金をお支払いする事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする保険金の額または限度額のことです。その金額は、保険契約者と保険会社との契約によって定められます。
		保 険 金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
		他 の 保 険 契 約 等	雪上滑走スポーツ・スケート保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

## 商品に関するお問い合わせ

【受付時間】平日:午前9時～午後8時 土日祝日:午前9時～午後5時(12月31日～1月3日は休業)

カスタマーセンター **0120-888-089** ◆おかけ間違いにご注意ください。 <公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

ご契約内容の詳細や事故に関するお問い合わせは、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。

## 万一、事故にあわれたら

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。(注)この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパン日本興亜にご相談ください。なお、用品の盗難の場合は、警察に届け出ていただく必要があります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

### 事故が起こった場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

#### 【事故サポートセンター】

◆おかけ間違いにご注意ください。

**0120-727-110** (24時間365日対応)

### ●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### 【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

 **0570-022808** <通話料有料>

◆おかけ間違いにご注意ください。

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

【受付時間】平日:午前9時15分～午後5時

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <http://www.sonpo.or.jp/>

★このパンフレットは雪上滑走スポーツ補償プラン(雪上滑走スポーツ補償特約等セット賠償責任保険)の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては「ご契約のしおり」「重要事項等説明書」をご覧ください。なお、ご不明な点は取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約の際には、ご家族の方にも契約内容をお知らせください。

★取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。



SOMPO ホールディングス

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

Tel:03-3349-3111

<公式ウェブサイト> <http://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先